別表一次葉

兀

以後終了事業年度等分

(事 業年 年 度 集 4 · 3 · 31 人 条 (株式会社 ミロク

税 算 法 人 額 の 計 (1)のうち中小法人等の年800万円 相 当 額 以 下 の 金 額 000 (50) の 15.0 % 相 当 額 ((1)と800万円× 12 のうち少ない金額) 12 (1)のうち特例税率の適用がある協同 組合等の年10億円相当額を超える金額 000 (51) の % 相 当 額 54 (1)-10億円× <u>12</u> その他の所得金額 000 (52) の 23.2 % 相 当 額 55 (1) - (50) - (51)法 人 税 മ 計 算 地 方 額 所得の金額に対する法人税額 56 $0 \, 0 \, 0$ (56) の 10.3 % 相 当 額 0 (33)課税留保金額に対する法人税額 000 (57) の 10.3 % 相 当 額 59 (34)この申告が修正申告である場合の計算 所得の金額に対する 68 所得金額又は欠損金額 60 人 税 額 法 | こ 地 課税留保金額に対する 方 \mathcal{O} 課税土地譲渡利益金額 69 の 法 人 税 額 法 申 課税標準法人税額 課税留保金額 62 70 000 申 (68) + (69)人 税告 税 告 確 定 地 方 法 人 税 額 | 71 税 法 人 額 63 前 額 額 \mathcal{O} 前 間 72 還 付 金 額 64 溃 付 額 \mathcal{O} この申告により納付すべき法人税額 欠損金の繰戻しによる 又は減少する還付請求税額 73 65 00 計 ((16)-(63))若しくは((16)+(64)) 還 付 金 額 又は((64) - (28)) 計 この申告により納付すべき 欠損金又は災害損失金等 地 方 法 人 税 額 74 00 66 \mathcal{O} の 当 期 控 除 額 ((44)-(71))若しくは((44)+(72)+(73)) 又は(((72)-(45))+((73)-(45の外書))) 申 告 算 翌期へ繰り越す欠損金 前 又は災害損失金

別表四 事 法 所得の金額の計算に関する明細書 業年度 3 · 4 · 1 株式会社 ミロク 人 (簡易様式) 4 · 3 · 31 名 (簡易様式) 御注意 処 分 2 総 額 課税の特定目的の \overline{X} 社 外 分 留 保 流 出 2 3 の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※7例、再投資等準備金の課税の特例又は特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資い会社等若しくは特定目的信託に係る課税の特例、農業経営基盤強化準備金の課税の特例、別家戦略特別区域における指定法人の課税の特例、組合事業等い認定法人の課税の特例、国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例、組合事業等の 配 当 令 当期利益又は当期欠損の額 そ の 他 損金経理をした法人税及び地方法人税 (附帯税を除く。) 兀 損金経理をした道府県民税及び市町村民税 損金経理をした納税充 4 損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税 そ の 他 加 以 後終了事業年 減価償却の償却超過額 6 その他 役員給与の損金不算入額 そ Ø 交際費等の損金不算入 8 9 10 度 分 算 葉 合 次 小 計 11 0 0 0 減価償却超過額の当期認容額 納税充当金から支出した事業税等の金額 13 受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 (別表八(一)「13」又は「26」) 14 * 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」) * 減 受贈益の益金不 算 16 適格現物分配に係る益金不算入額 * 17 法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額 2例、農用地等を取業等に係る損失が 「※」の金 18 所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還 付金額等 19 * 金 20 に場合の課税の 額 を加 加減算した額と符合すること、課税の特例等の規定の適用を取得した場合の課税の特例、関取得した場合の課税の特例、対がある場合の課税の特例、対がある場合の課税の特例、対 算 合 次 葉 外 ※ 0 小 計 21 0 0 0 0 外 ※ 仮 計 22 0 0 (1) + (11) - (21)0 対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七(この二)「27」又は「32」) 超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の二)「10」) 23 その他 × を受ける法人にあっては、別様式、関西国際空港用地整備準備金 24 対外船 仮 計 外 * 0 25 ((22)から(24)までの計) 0 0 0 舶 寄附金の損金不算人額 (別表十四(二)[24]又は[40])
 法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)[6の③]) ます 27 その他 航事 その 業 税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(ニのニ)[7]) 30 その 留 を営む 分配時調整外国税相当額及び外国関係 会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五の二)「5の②」+別表+七(三の六)「1」) 意は、 その他 31 こ別 法 てください。別様式による別表 外 ※ 0 34 (25) + (27) + (29) + (30) + (31) 契約者配当の益金算の (別表九(一)「13」) 0 0 0 平の課税の特別の の日本船舶に 算 入 35 告における繰戻しによる還付 災害損失欠損金額の益金算入額 37 * 非適格合併又は残余財産の全部分配等に 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損 表四を御使用くださ 7例、中部国際空港整による収入金額の課 38 * 差 引 外 * 0 計 0 0 39 (34) + (35) + (37) + (38)
又は災害損失金等の当期控除額 0 40 \triangle ** Δ 外 ※ 0 41 0 (39) + (40)0 0 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱 費の特別控除額 (別表十(三)「43」) * Δ 42 Δ 残余財産の確定の日の属する事業年度に係る 事業税及び特別法人事業税の損金算入額 準の Δ 47 Δ 備特金例 0 外 ※ 所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額 48 0 0 簡

利益積立金額及び資本金等の額 の計算に関する明細書

			[及び] 「る明			等0	り額		事業年度		•	4 · 3 ·	· 1	- I 人	、	未式会	会社	Ł	ミロク	ל						
						Ι	利益	積	立	金額	預 0) 計	算	に	関す	る	明	細	書]
						期	首		Į	在				当	期	の	:	増	減			差引	翌其	月首月	見在	1
	区		分			利	益 積	立立	金	額			Ì	戓					増			机盆	A 横 D — ②	明首 5 立 金 ①+③	え 額	
								1					(2	2)					3				(4			
利	益	準	備	金	1					円						円					円				H	1
別	途	積	並	金	2]
					3																					
					4																					1
					5																					
					6																					
					7																					┨
					8																					-
					9																					┨
					10																					┨
					11																					$\frac{1}{2}$
					12																					$\left\{ \right.$
					13																					┨
				-	14																					$\frac{1}{2}$
					15																					$\left\{ \right.$
					16																					$\left\{ \right.$
					17																					$\left\{ \right.$
					18																					$\left\{ \right.$
					19																					┨
					20																					$\frac{1}{2}$
					22																					$\left\{ \right.$
					23																					1
					24																					$\frac{1}{1}$
 次	葉台	十十			25																					┨
			40 h.h																							$\frac{1}{2}$
			損はが		26																					┨
納	税	充	当		27																					
上 退対			未納地方法		28 4	7				0	Δ					-	間.					Δ			0	
内年る			を除く		+											_	定				0					$\frac{1}{2}$
去金ものを			牙 県 民		29 4	7		2	1,0	00	Δ					-	間			11 00		Δ		42,	000	
人 積を 当 立除			を含む	.)	-		確定 △ 21,000				$\frac{1}{2}$															
党 金 に の			丁 村 民 を含む		30 🛮	7					Δ						間					Δ				
									1 ^	0.0							定	Δ		11 00				40	000	$\left\{ \right.$
差	引	合	計	額	31			△2	1,0	00					(0			Δ2	21,00	U			△42,	000	J

資本金等の額の計算に関する明細書

	区		分			期 首 現 在 資本金等の額	演 当 期 (グ <u>増</u> 増	左り笠州自現任 資本金等の額 ①-②+③
						1	2	3	4
資	本 金	又は	出資	金	32	0 円	P	円	0 円
資	本	準	備	金	33				
					34				
					35				
差	引	合	計	額	36	0			0

御注意

一 中間分、確定分法人税県市民税の合計額

		税公課の納付 細書	状	況等に関する	22	4 ·	1 31	法人名	. 7	株式会社 ミ	口分	ク		別表五(二)
Æ	兑 目	目及び事業年度	期 首 現 在 未 納 税 額 ①	当期発生税額	充当に	í金 よ る 3		期し付	中 の 納 ク 仮 払 経 理 よ る 納	付 に 付	税 額 損 金 経 理 に よ る 納 付	期 末 現 在 未 納 税 額 ①+2-3-4-5 ⑥		
法			1	F					円		円	Ħ	Ħ	令一
人税及			2											<u> </u>
Ũ	当	中間	3		Ħ									四 •
地方法人	期分		4		0						+		0	以後
公人税		計	5			_					+			終了
			6		0								0	以後終了事業年度分
道 府	수 수 수	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7											年度分
小県	当		8	21,000									21,000),
、民	ヨ期分		9		01.000						+		21 222	
税	73				21,000	_					+		21,000	
-		iT	10	21,000	21,000								42,000	
市			11											
町			12											
村	当		13											
民	期分		14											
税		計	15											
事特			16											
業法			17											
業 税 及 び別法人事業税		当期中間分	18											
び税		計	19											
	損金	利 子 税	20											
そ	金算入の	延 滞 金 (延納に係るもの)	21 22								+			
	もの		23											
の	+4	加算税及び加算金	24											
	損金で	延滞税	25											
	不算,		26											
他	入の		27											
	もの		28											
			29	納税	<u></u>		金		の	計	算			
‡	期	首 納 税 充	当	金 30		甲取	7.	損				36	円	
	損	金経理をした納税	充				<i>の</i>	損	金	不算入の3	ŧ 0	37		
入		를I.		32		崩_						38		
額	注	計 (31) + (32) 人 秘 宏	百 百	第 33			-	仮	払	税 金 消 ———————————————————————————————————	#			
		人 税 数 の③)+(10の③)+(業税及び特別法人 (19の③)				額	(34	l) + (末		- (36) + (37) + (38) - - 税 充 当) + (33) - (40)		± 41		